

上場後の提出書類例示表  
(株券)

法.....証券取引法  
令.....証券取引法施行令  
規.....有価証券上場規程  
開.....上場有価証券の発行者  
の会社情報の適時開示  
等に関する規則

事例	提出書類	提出時期	根拠	備考
1. 重要な会社情報の開示を行う場合	会社情報の公開に関する通知書及び当該開示に係る資料	開示時	開2条の3	
2. 有価証券届出書・臨時報告書等の法定開示書類提出事由に該当する場合	EDINETにてご提出の場合には、別途写しをご提出いただく必要はございません。 (紙面に財務局にご提出された場合には、写しをご提出ください。)	財務局長等に提出後遅滞なく	法24条の5	
株主総会 1. 定時株主総会	(1) 決算取締役会決議通知書 (2) 株主総会招集通知書 (3) 株主総会決議通知書 (4) 事業報告書(作成している場合) 定款変更のあった場合は「定款変更」の項参照	決議後直ちに 株主宛発送日前 " "	開5条 (13) 開13条 " "	
2. 臨時株主総会	(1) 臨時株主総会に係る基準日等に関する通知書 (2) 臨時株主総会招集・議案決定に係る取締役会決議通知書(ただし、(1)で決議内容も通知した場合は提出不要) (3) 株主総会招集通知書 (4) 株主総会決議通知書 定款変更のあった場合は「定款変更」の項参照	基準日の3週間以前 決議後直ちに 株主宛発送日前 "	開5条 (9) 開5条 (13) 開13条 "	
中間決算	(1) 配当決議通知書(株主宛に送付する場合) (2) 中間事業報告書(作成している場合)	株主宛発送日前 "	開13条 "	
臨時計算書の作成	臨時計算書類並びに会計監査報告及び監査報告(剰余金の配当にあたって、臨時計算書類を作成した場合)	作成後直ちに	開2条 (1) f	
新株発行等 1. 公募による新株発行(発行登録を利用する場合) なお、その他注意事項につき、表末を参照のこと 同時に第三者割当による新株発行の決議を行う場合には、当該項目の書類の提出が必要になります。	(1) 取締役会決議通知書(発行登録)又は発行登録に関する決定通知書 (2) 発行登録仮目論見書 (3) 発行登録効力発生通知書写し(訂正効力発生通知書写しを含む) (4) 発行登録目論見書(訂正事項分を含む) (5) 需要状況の調査開始通知書 (6) 取締役会決議通知書(新株発行) (7) 新株発行日程表 (8) 安定操作取引関係者リスト写し (9) 安定操作取引委託者通知書	決議後又は決定後直ちに 作成後直ちに 受領後直ちに 作成後直ちに 決定後直ちに 決議後直ちに 確定後直ちに 発行価格決定日までに 令第22条第2項から第4項までの規定により 安定操作取引をすることができる期間の初日の前日まで	開5条 (1) " " " " " " 開15条 開5条 (11)	

事 例	提 出 書 類	提 出 時 期	根 拠	備 考
	(10) 元引受契約を締結する証券会社通知書 (11) 発行登録追補目論見書 (12) 新株式の上場申請 a 発行日取引を行う場合 (a) 有価証券新規上場申請書 (b) 株式の募集実施明細表 b 発行日取引を行わない場合 有価証券変更上場申請書 (13) 株券見本（当取引所所定の「証券見本目録」添付） (14) 発行登録通知書写し及びその添付書類  (10)及び(14)は、発行登録追補書類の提出を要しない場合に限る。	“ 作成後直ちに  発行条件確定後直ちに 申込期間満了の日後遅滞なく  発行条件確定後直ちに 株券を株主に交付する以前 財務局長等に提出後遅滞なく	開5条 (12) 開5条 (1)  規9条 “  規11条 開12条  開5条 (1)	
2．公募による新株式発行（発行登録を利用しない場合） なお、その他注意事項につき、表末を参照のこと  同時に第三者割当による新株式発行の決議を行う場合には、当該項目の書類の提出が必要になります。	(1) 取締役会決議通知書 (2) 新株式発行日程表 (3) 仮目論見書 (4) 安定操作取引関係者リスト写し (5) 安定操作取引委託者通知書  (6) 元引受契約を締結する証券会社通知書 (7) 発行価格通知書 算式表示方式による場合は、これに代えて次のa及びbの通知書 a 算式表示による発行価格通知書 b 発行価格の確定値通知書 (8) 有価証券届出効力発生通知書写し（訂正効力発生通知書写しを含む） (9) 目論見書（訂正事項分を含む） (10) 新株式の上場申請 a 発行日取引を行う場合 (a) 有価証券新規上場申請書 (b) 株式の募集実施明細表 b 発行日取引を行わない場合 有価証券変更上場申請書 (11) 株券見本（当取引所所定の「証券見本目録」添付） (12) 有価証券通知書写し（変更通知書写しを含む）及びその添付書類 (6)及び(12)は、有価証券届出書の提出を要しない場合に限る。	決議後直ちに 確定後直ちに 作成後直ちに 発行価格決定日までに 令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日まで  “ 決定後直ちに  “ 確定後直ちに 受領後直ちに  作成後直ちに  発行条件確定後直ちに 申込期間満了の日後遅滞なく  発行条件確定後直ちに 株券を株主に交付する以前 財務局長等に提出後遅滞なく	開5条 (1) “ “ 開15条 開5条 (11)  開5条 (12) “  “ 開5条 (1)  “  規9条 “  規11条 開12条  開5条 (1)	
3．株主割当による新株式発行 なお、その他注意事項につき、	(1) 取締役会決議通知書 (2) 新株式発行日程表 (3) 仮目論見書 (4) 安定操作取引関係者リスト写し	決議後直ちに 確定後直ちに 作成後直ちに 発行価格決定日までに	開5条 (1) “ “ 開15条	

事 例	提 出 書 類	提 出 時 期	根 拠	備 考
表末を参照のこと	(5) 安定操作取引委託者通知書  (6) 有価証券届出効力発生通知書写し（訂正効力発生通知書写しを含む） (7) 目論見書（訂正事項分を含む） (8) 新株式の上場申請 a 発行日取引を行う場合 有価証券新規上場申請書 b 発行日取引を行わない場合 有価証券変更上場申請書  (9) 発行新株式数確定通知書（新株予約権等を発行している場合） (10) 株券見本（当取引所所定の「証券見本目録」添付） (11) 有価証券通知書写し（変更通知書写しを含む）及びその添付書類（有価証券届出書の提出を要しない場合に限る。）	令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日まで  受領後直ちに  作成後直ちに  権利落日の3週間以前  株券発行日の3週間以前  確定後直ちに  株券を株主に交付する以前  財務局長等に提出後遅滞なく	開5条 (11)  開5条 (1)  "  規9条  規11条  規9条 等  開12条  開5条 (1)	
4. 第三者割当による新株式発行	(1) 取締役会決議通知書 (2) 新株式発行日程表 (3) 目論見書（訂正事項分を含む） (4) 有価証券届出効力発生通知書写し（訂正効力発生通知書写しを含む） (5) 新株式の上場申請 有価証券変更上場申請書  (6) 譲渡報告に関する確約書写し（代表者による原本証明付）  (7) 株券見本（当取引所所定の「証券見本目録」添付 - 株券不発行の場合を除く） (8) 有価証券通知書写し（変更通知書写しを含む）及びその添付書類（有価証券届出書の提出を要しない場合に限る。） (9) 安定操作取引関係者リスト写し（割当先が50名以上の場合に限る。） (10) 発行新株式数確定通知書（失権株発生時に限る。）	決議後直ちに 確定後直ちに 作成後直ちに 受領後直ちに  株券発行日の3週間以前 割当後直ちに  株券を株主に交付する以前 財務局長等に提出後遅滞なく  決議後直ちに 確定後直ちに	開5条 (1) " " 開5条 (1)  規11条 第三者割当規則2条  開12条 開5条 (1) 開15条 規9条 等	
(参考) 会社法第199条による自己株式の処分	(1) 取締役会決議通知書 (2) 日程表 (3) 譲渡報告に関する確約書写し（代表者による原本証明付）（第三者割当による場合に限る。） 売出しに該当する場合には、当該項目に係る書類の提出が必要となります。	決議後直ちに 確定後直ちに 割当後直ちに	開5条 " 第三者割当規則2条	
5. 売 出 し	(1) 取締役会決議通知書 (2) 株式売出日程表 (3) 安定操作取引関係者リスト写し	決議後直ちに 確定後直ちに 売出価格決定日までに	開5条 (1) " 開15条	

事 例	提 出 書 類	提 出 時 期	根 拠	備 考
	(4) 安定操作取引委託者通知書	令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日まで	開5条 (11)	
	(5) 元引受契約を締結する証券会社通知書	"	開5条 (12)	
	(6) 売出価格通知書 算式表示方式による場合は、これに代えて次のa及びbの通知書	決定後直ちに	"	
	a 算式表示による売出価格通知書	"	"	
	b 売出価格の確定値通知書	確定後直ちに	"	
	(7) 目論見書（訂正事項分を含む）	作成後直ちに	開5条 (1)	
	(8) 有価証券通知書写し（変更通知書写しを含む）及びその添付書類	財務局長等に提出後遅滞なく	"	
6．預託証券の発行・海外原株公募並びに外国証券取引所への上場及び上場廃止 なお、その他注意事項につき、表末を参照のこと	(1) 取締役会決議通知書	決議後直ちに	開5条 (1)	
	(2) 新株式発行日程表	確定後直ちに	"	
	(3) 安定操作取引関係者リスト写し	発行価格決定日までに	開15条	
	(4) 安定操作取引委託者通知書	令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日まで	開5条 (11)	
	(5) 元引受契約を締結する証券会社通知書	"	開5条 (12)	
	(6) 発行価格（売出価格）通知書	決定後直ちに	"	
	(7) 目論見書（訂正事項分を含む）	作成後直ちに	開5条 (1)	
	(8) 新株式の上場申請 有価証券変更上場申請書	発行条件確定後直ちに	規11条 開12条	
	(9) 株券見本（当取引所所定の「証券見本目録」添付）	株券を株主に交付する以前	開12条	
	(10) 預託証券の発行又は預託証券等の外国証券取引所への上場に関する報告書	発行日又は上場日前	開15条	
	(11) 年次報告書写し	当該国の主務官庁等に提出後直ちに	"	
	(12) 半期報告書写し	"	"	
	(13) 四半期報告書写し	"	"	
	(14) 預託証券等の外国証券取引所における上場廃止に関する報告書 (8)及び(9)については新株式の発行がある場合のみ	廃止後遅滞なく	"	
7．新株予約権の発行	(1) 取締役会決議通知書（発行要領を添付）	決議後直ちに	開5条 (1)	
	(2) 新株予約権証券発行日程表	決定後直ちに	"	
	(3) 有価証券届出書を提出する場合 有価証券届出効力発生通知書写し（訂正効力発生通知書写しを含む）	受領後直ちに	"	
	(4) 有価証券通知書を提出する場合 有価証券通知書写し（変更通知書写しを含む）及びその添付書類	財務局長等に提出後遅滞なく	"	
	(5) 届出目論見書（訂正届出事項分を含む）	作成後直ちに	"	
	(6) 発行価格通知書（新株予約権の条件等に関する通知書）	決定後直ちに	開5条 (12)	

事例	提出書類	提出時期	根拠	備考
	算式表示方式による場合は、これに代えて次のa及びbの通知書 a 算式表示方式による発行価格通知書（算式表示方式による新株予約権の条件等に関する通知書） b 発行価格の確定値通知書（新株予約権の条件等の確定に関する通知書） (7) 安定操作取引関係者リスト写し (8) 安定操作取引委託者通知書	決定後直ちに  確定後直ちに  発行価格決定日までに 令第22条第2項から第4項までの規定により 安定操作取引をすることができる期間の初日の前日まで	開5条 (12)  "  開15条 開5条 (11)	
	(9) 新株予約権の行使 a 新株式を発行する可能性がある場合 (a) 有価証券変更上場申請書（新株予約権行使分） (b) 株券見本（当取引所所定の「証券見本目録」添付）（新たな様式を使用する場合のみ） b 新株式を発行しない場合（行使に際してすべて自己株式で代用交付する場合） 新株予約権の権利行使に関する通知書	行使請求期間開始日の3週間前までに  株券を株主に交付する以前  行使請求期間開始日の3週間前までに	規11条  開12条  開15条	
(参考) ストックオプションを目的とする新株予約権の発行	(1) 取締役会決議通知書（発行要領を添付） (2) 新株予約権発行日程表 (3) 有価証券届出書を提出する場合 有価証券届出効力発生通知書写し（訂正効力発生通知書写しを含む） (4) 有価証券通知書を提出する場合 有価証券通知書写し（変更通知書写しを含む）及びその添付書類 (5) 届出目論見書（訂正届出事項分を含む） (6) 発行価格通知書（新株予約権の条件等に関する通知書） (7) 新株予約権の行使 a 新株式を発行する可能性がある場合 (a) 有価証券変更上場申請書（新株予約権行使分） (b) 株券見本（当取引所所定の「証券見本目録」添付）（新たな様式を使用する場合のみ） b 新株式を発行しない場合（行使に際してすべて自己株式で代用交付する場合） 新株予約権の権利行使に関する通知書	決議後直ちに 決定後直ちに  受領後直ちに  財務局長等に提出後遅滞なく 作成後直ちに 決定後直ちに	開5条 (1)  "  "  " 開5条 (12)	
(参考) 新株予約権の株主無償割当て（旧商法上の新株引受権証書に代わるもの）	(1) 「7. 新株予約権の発行」に係る提出書類 (2) 新株予約権証券の上場申請 a 有価証券新規上場申請書（新株予約権証券） b 確約書 (3) 新株予約権証券見本	権利落日の3週間前までに  " 証券を株主に交付する	規9条  " 規10条 開12条	

事 例	提 出 書 類	提 出 時 期	根 拠	備 考
		以前		
8．転換社債型新株予約権付社債の発行  なお、その他注意事項につき、表末を参照のこと	(1) 取締役会決議通知書（発行要領を添付） (2) 発行日程表 (3) 有価証券届出書を提出する場合 有価証券届出効力発生通知書写し（訂正効力発生通知書写しを含む） (4) 届出目論見書（訂正届出事項分を含む） (5) 発行価格通知書（新株予約権の条件等に関する通知書） 算式表示方式による場合は、これに代えて次のa及びbの通知書 a 算式表示方式による発行価格通知書（算式表示方式による新株予約権の条件等に関する通知書） b 発行価格の確定値通知書（新株予約権の条件等の確定に関する通知書） (6) 安定操作取引関係者リスト写し (7) 安定操作取引委託者通知書  (8) 新株予約権の行使 a 新株式を発行する可能性がある場合 (a)有価証券変更上場申請書（新株予約権行使分） (b)株券見本（当取引所所定の「証券見本目録」添付）（新たな様式を使用する場合のみ） b 新株式を発行しない場合（行使に際してすべて自己株式で代用交付する場合） 新株予約権の権利行使に関する通知書  新規上場申請に係る提出書類に関しては、規則集の転換社債型新株予約権付社債券の項をご覧ください。  海外発行の場合	決議後直ちに 決定後直ちに  受領後直ちに  作成後直ちに 決定後直ちに  決定後直ちに  発行価格決定日までに 令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日まで  行使請求期間開始日の3週間前までに 行使請求期間開始前までに  行使請求期間開始日の3週間前までに  上場日までに	開5条 (1) " " " 開5条 (12) " " 開15条 開5条 (11)  規11条、開7条 開12条  開15条  開15条	
新規上場申請方法の詳細については、名証自主規制グループ（上場監理担当）にお問い合わせください。				
9．優先株の発行  なお、その他注意事項につき、表末を参照のこと	(1) 取締役会決議通知書（発行要領を添付） (2) 優先株発行日程表 (3) 仮目論見書 (4) 安定操作取引関係者リスト写し (5) 安定操作取引委託者通知書 優先株を海外において募集する場合には安定操作委託者通知書に加えて「元引受契約を締結する証券会社通知書」を提出	決議後直ちに 確定後直ちに 作成後直ちに 発行価格決定日までに 令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日まで	開5条 (1) " " 開15条 開5条 (11)	

事 例	提 出 書 類	提 出 時 期	根 拠	備 考
新規上場申請方法の詳細については、名証自主規制グループ（上場監理担当）にお問い合わせください。	(6) 優先株発行価格通知書 (7) 有価証券届出効力発生通知書写し（訂正効力発生通知書写しを含む） (8) 目論見書（訂正事項分を含む） (9) 転換の条件に関する通知書 (10) 譲渡報告に関する確約書写し（代表者による原本証明付）（発行後2年以内に普通株への転換請求期間が開始する場合に限る。）  新規上場申請に係る提出書類に関しては、規則集の優先株の項をご覧ください。	決定後直ちに 受領後直ちに  作成後直ちに 決定後直ちに 割当後直ちに	開5条 (12) 開5条 (1)  " 開5条 (12) 第三者割当規則2条	
10. 新株予約権の行使及び行使価額の変更、又は、他の種類の株式への転換が行われる株式の上場株式への転換及び転換価額の変更	(1) 上場株式数報告書（月間報告）  (2) 新株予約権の大量行使報告書、又は他の種類の株式への転換が行われる株式の大量転換報告書（ファクシミリによる送信可） (3) 新株予約権行使価額変更に関する取締役会決議通知書又は決定通知書、又は転換条件の変更に関する取締役会決議通知書又は決定通知書 (4) 行使請求期間満了前に新株予約権がすべて行使された場合又は消滅した場合 新株予約権行使終了報告（「上場株式数報告書」による報告で代用可）	行使又は転換請求期間開始日以降、翌月初7日までに） その都度遅滞なく  決議又は決定後直ちに  判明後速やかに	開8条  " 開5条 (13)  "	
11. 株式分割  なお、その他注意事項につき、表末を参照のこと	(1) 取締役会決議通知書 (2) 株式分割日程表 (3) 新株式の上場申請 有価証券変更上場申請書 (4) 増加新株式数確定通知書（新株予約権等を発行している場合） (5) 株券見本（当取引所所定の「証券見本目録」添付）	決議後直ちに 確定後直ちに  効力発生日の3週間前までに 確定後直ちに  株券を株主に交付する以前	開5条 (1) " 規11条 " 開12条	
12. 株式無償割当て  なお、その他注意事項につき、表末を参照のこと	(1) 取締役会決議通知書 (2) 株式無償割当て日程表 (3) 新株式の上場申請 有価証券変更上場申請書 (4) 増加新株式数確定通知書（新株予約権等を発行している場合） (5) 株券見本（当取引所所定の「証券見本目録」添付）	決議後直ちに 確定後直ちに  効力発生日の3週間前までに 確定後直ちに  株券を株主に交付する以前	開5条 (1) " 規11条 " 開12条	
13. 株式併合  なお、その他注意事項につき、表末を参照のこと	(1) 取締役会決議通知書 (2) 株式併合日程表 (3) 株主総会関係書類（「株主総会」の項参照） (4) 有価証券変更上場申請書 (5) 減少株式数確定通知書（新株予約権等を発行している場合）	決議後直ちに 確定後直ちに  効力発行日の4週間前までに 確定後直ちに	開5条 (1) " 規11条 "	

事 例	提 出 書 類	提 出 時 期	根 拠	備 考
	(6) 株券見本（当取引所所定の「証券見本目録」添付） (7) 株式の併合に関する株主への発送書類（株券提出案内等各1通（又はPDFファイル）提出）	株券を株主に交付する以前 株主宛発送日前	開12条 開13条	
14. 合 併 (1) 他の上場会社を吸収合併するとき、又は他の上場会社に吸収合併されるとき  なお、その他注意事項につき、表末を参照のこと	(1) 取締役会決議通知書 (2) 合併契約書（覚書等を含む）写し（代表者による原本証明付） (3) 合併日程表 (4) 合併比率算定書（第三者機関作成のもの） (5) 会社法第782条第1項又は第794条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し（代表者による原本証明付） (6) 株主総会関係書類（「株主総会」の項参照） (7) 新株式の上場申請（新株を発行する場合） 有価証券変更上場申請書  (8) 発行（交付）株式数確定通知書（合併に際し株式を交付する場合であって、被合併会社が新株予約権等を発行している場合） (9) 株券見本（当取引所所定の「証券見本目録」添付）（新株を発行する場合） (10) 会社法第801条第3項第1号に規定する書面（法定事後開示書類）の写し（代表者による原本証明付） (11) 合併に関する株主への発送書類（株券提出案内等各1通（又はPDFファイル）提出） (12) 有価証券上場廃止同意書（上場会社が被合併会社となるとき）	決議後直ちに 締結後直ちに  確定後直ちに 受領後直ちに 本店備置日の前日まで に  合併効力発生日の4週間前までに 確定後直ちに  株券を株主に交付する以前 合併効力発生日後速やかに  株主宛発送日前 確定後遅滞なく	開5条 (1) " " " " 規11条 " 開12条 開5条 (1) 開13条 開15条	
(2) 新たに株式を発行しないで、非上場会社を吸収合併するとき  なお、その他注意事項につき、表末を参照のこと	(1) 取締役会決議通知書 (2) 合併契約書（覚書等を含む）写し（代表者による原本証明付） (3) 合併日程表 (4) 非上場会社の概要書 (5) 会社法第794条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し（代表者による原本証明付） (6) 株主総会関係書類（「株主総会」の項参照）（簡易・略式合併の場合を除く） (7) 会社法第801条第3項第1号に規定する書面（法定事後開示書類）の写し（代表者による原本証明付）	決議後直ちに 締結後直ちに  確定後直ちに 決議後速やかに 本店備置日の前日まで に  合併効力発生日後速やかに	開5条 (1) " " " " "	( )
(3) 非上場会社を吸収合併することにより新たに株式を発行するとき（新株の発行に代えて自己株式を移転する場合を含む）	(1) 取締役会決議通知書 (2) 合併契約書（覚書等を含む）写し（代表者による原本証明付） (3) 合併日程表 (4) 非上場会社の概要書 (5) 合併比率算定書（第三者機関作成のもの）（簡易合併による場合を除く） (6) 会社法第794条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し（代表者による原本証明付）	決議後直ちに 締結後直ちに  確定後直ちに 決議後速やかに 作成後直ちに  本店備置日の前日まで に	開5条 (1) " " " " "	( )

事 例	提 出 書 類	提 出 時 期	根 拠	備 考
<p>なお、その他注意事項につき、表末を参照のこと</p>	<p>(7) 株主総会関係書類(「株主総会」の項参照)(簡易・略式合併の場合を除く)</p> <p>(8) 新株式の上場申請(新株を発行する場合)有価証券変更上場申請書</p> <p>(9) 発行(交付)株式数確定通知書(合併に際し株式を交付する場合であって、被合併会社が新株予約権等を発行している場合)</p> <p>(10) 株券見本(当取引所所定の「証券見本目録」添付)(新株を発行する場合)</p> <p>(11) 会社法第801条第3項第1号に規定する書面(法定事後開示書類)の写し(代表者による原本証明付)</p> <p>(12) 合併に関する非上場会社株主への発送書類(株券提出案内等各1通(又はPDFファイル)提出)(非上場会社が公開会社の場合のみ)</p>	<p>株券交付日の4週間前までに</p> <p>確定後直ちに</p> <p>株券を株主に交付する以前</p> <p>合併効力発生日後速やかに</p> <p>株主宛発送日前</p>	<p>規11条</p> <p>〃</p> <p>開12条</p> <p>開5条 (1)</p> <p>開13条</p>	
<p>(4) 非上場会社に吸収合併される場合であって、合併後遅滞なく非上場会社が新規上場申請を行わないとき</p> <p>なお、その他注意事項につき、表末を参照のこと</p>	<p>(1) 取締役会決議通知書</p> <p>(2) 合併契約書(覚書等を含む)写し(代表者による原本証明付)</p> <p>(3) 合併日程表</p> <p>(4) 会社法第782条第1項に規定する書面(法定事前開示書類)の写し(代表者による原本証明付)</p> <p>(5) 株主総会関係書類(「株主総会」の項参照)</p> <p>(6) 合併に関する株主への発送書類(株券提出案内等各1通(又はPDFファイル)提出)</p> <p>(7) 有価証券上場廃止同意書</p>	<p>決議後直ちに</p> <p>締結後直ちに</p> <p>確定後直ちに</p> <p>本店備置日の前日までに</p> <p>株主宛発送日前</p> <p>確定後遅滞なく</p>	<p>開5条 (1)</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>開13条</p> <p>開15条</p>	
<p>15. 会社の分割</p> <p>(1) 上場会社が分割会社となるとき</p> <p>なお、その他注意事項につき、表末を参照のこと</p>	<p>(1) 取締役会決議通知書</p> <p>(2) 分割契約書(覚書等を含む)写し(代表者による原本証明付)(吸収分割の場合)</p> <p>(3) 会社分割日程表</p> <p>(4) 会社分割概要書</p> <p>(5) 株式割当比率算定書(第三者機関作成のもの)(他の会社が吸収分割承継会社である場合又は他の会社と共同して新設分割を行う場合であり、簡易分割の場合を除く)</p> <p>(6) 会社法第782条第1項又は第803条第1項に規定する書面(法定事前開示書類)の写し(代表者による原本証明付)</p> <p>(7) 株主総会関係書類(「株主総会」の項参照)(簡易・略式会社分割の場合を除く)</p> <p>(8) 会社法第791条第2項又は第811条第2項に規定する書面(法定事後開示書類)の写し(代表者による原本証明付)</p> <p>(9) 会社の分割に関する株主への発送書類</p>	<p>決議後直ちに</p> <p>締結後直ちに</p> <p>確定後直ちに</p> <p>決議後速やかに</p> <p>受領後直ちに</p> <p>本店備置日の前日までに</p> <p>分割効力発生日後速やかに</p> <p>株主宛発送日前</p>	<p>開5条 (1)</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>開13条</p>	( )
<p>(2) 上場会社が吸収分割承継会社となるとき</p>	<p>(1) 取締役会決議通知書</p> <p>(2) 分割契約書(覚書等を含む)写し(代表者による原本証明付)</p>	<p>決議後直ちに</p> <p>締結後直ちに</p>	<p>開5条 (1)</p> <p>〃</p>	

事 例	提 出 書 類	提 出 時 期	根 拠	備 考
<p>なお、その他注意事項につき、表末を参照のこと</p>	<p>(3) 会社分割日程表  (4) 会社分割概要書  (5) 株式割当比率算定書（第三者機関作成のもの）  （簡易分割による場合を除く）  (6) 会社法第794条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し（代表者による原本証明付）  (7) 株主総会関係書類（「株主総会」の項参照）  （簡易・略式会社分割の場合を除く）  (8) 新株式の上場申請（新株を発行する場合）  有価証券変更上場申請書  (9) 発行（交付）株式数確定通知書（分割に際し株式を交付する場合であって、分割会社が新株予約権等を発行している場合）  (10) 株券見本（当取引所所定の「証券見本目録」添付）（新株を発行する場合）  (11) 会社法第801条第3項第2号に規定する書面（法定事後開示書類）の写し（代表者による原本証明付）</p>	<p>確定後直ちに  決議後速やかに  作成後直ちに  本店備置日の前日までに  分割効力発生日の4週間前までに  確定後直ちに  株券を株主に交付する以前  分割効力発生日後速やかに</p>	<p>〃  〃  〃  〃  規11条  〃  開12条  開5条 (1)</p>	<p>( )</p>
<p>16. 株 式 交 換</p> <p>(1) 他の上場会社と株式交換を行うとき</p> <p>なお、その他注意事項につき、表末を参照のこと</p>	<p>(1) 取締役会決議通知書  (2) 株式交換契約書（覚書等を含む）写し（代表者による原本証明付）  (3) 株式交換日程表  (4) 株式交換比率算定書（第三者機関作成のもの）  (5) 会社法第782条第1項又は第794条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し（代表者による原本証明付）  (6) 株主総会関係書類（「株主総会」の項参照）  (7) 新株式の上場申請（新株を発行する場合）  有価証券変更上場申請書  (8) 発行（交付）株式数確定通知書（株式交換に際し株式を交付する場合であって、完全子会社となる会社が新株予約権等を発行している場合）  (9) 株券見本（当取引所所定の「証券見本目録」添付）（新株を発行する場合）  (10) 会社法第801条第3項第3号に規定する書面（法定事後開示書類）の写し（代表者による原本証明付）  (11) 株式交換に関する株主への発送書類（株券提出案内等各1通（又はPDFファイル）提出）  (12) 有価証券上場廃止同意書（他の上場会社の完全子会社となるとき）</p>	<p>決議後直ちに  締結後直ちに  確定後直ちに  受領後直ちに  本店備置日の前日までに  交換効力発生日の4週間前までに  確定後直ちに  株券を株主に交付する以前  交換効力発生日後速やかに  株主宛発送日前  確定後遅滞なく</p>	<p>開5条 (1)  〃  〃  〃  〃  規11条  〃  開12条  開5条 (1)  開13条  開15条</p>	
<p>(2) 新たに株式を発行しないで非上場会社を完全子会社化するとき</p>	<p>(1) 取締役会決議通知書  (2) 株式交換契約書（覚書等を含む）写し（代表者による原本証明付）  (3) 株式交換日程表  (4) 非上場会社の概要書</p>	<p>決議後直ちに  締結後直ちに  確定後直ちに  決議又は決定後速やかに</p>	<p>開5条 (1)  〃  〃  〃</p>	<p>( )</p>



事 例	提 出 書 類	提 出 時 期	根 拠	備 考
<p>会社を設立するとき（新設の完全親会社について遅滞なく新規上場申請が見込まれる場合に限る）</p> <p>なお、その他注意事項につき、表末を参照のこと</p>	<p>本証明付）（当事会社間で株式移転に係る合意書面を交わす場合に限る）</p> <p>(3) 株式移転日程表</p> <p>(4) 非上場会社の概要書</p> <p>(5) 株式移転比率算定書（第三者機関作成のもの）</p> <p>(6) 会社法第803条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し（代表者による原本証明付）</p> <p>(7) 株主総会関係書類（「株主総会」の項参照）</p> <p>(8) 株式移転に関する株主への発送書類（株券提出案内等各1通（又はPDFファイル）提出（非上場会社株主への発送分を含む。））</p> <p>(9) 有価証券上場廃止同意書</p> <p>(10) 新規上場申請に係る書類（後掲【参考】参照）</p>	<p>確定後直ちに</p> <p>決議後速やかに</p> <p>受領後直ちに</p> <p>本店備置日の前日までに</p> <p>株主宛発送日前</p> <p>確定後遅滞なく</p>	<p>開5条 (1)</p> <p>" ( )</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>開13条</p> <p>開15条 規3条、 等</p>	
<p>【参 考】</p> <p>新規上場申請方法の詳細については、名証自主規制グループ（上場監理担当）にお問い合わせください。</p>	<p>新規上場申請に係る書類</p> <p>(1) 有価証券上場申請書</p> <p>(2) 上場申請決議取締役会議事録の写し（代表者による原本証明付）</p> <p>(3) 当取引所の定める様式に適合する株券を作成する旨決議した取締役会議事録の写し（代表者による原本証明付）及び株券見本（当取引所所定の「証券見本目録」添付）</p> <p>(4) 上場申請日以後における株式分布状況に関する予定書</p> <p>(5) 上場申請のための有価証券報告書（の部）（2部（及びPDFファイル））</p> <p>(6) 株券上場契約書</p> <p>(7) 定款（代表者による原本証明付）</p> <p>(8) 諸規則集の写し（株式事務取扱規程の写し（原本証明付）を含む）</p> <p>(9) 従業員持株会規約及び細則の写し</p> <p>(10) 株式事務代行委託契約（内諾）書（覚書）の写し（代表者による原本証明付）</p> <p>(11) 会社法事後開示書類の写し（代表者による原本証明付）</p> <p>(12) 登記手続き</p> <p>    a 登記日に登記申請を行ったことを証する書類</p> <p>    b 登記事項証明書</p> <p>(13) その他当取引所が必要と認める書類</p>	<p>申請時</p> <p>"</p> <p>株券作成後速やかに</p> <p>申請時</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>会社設立後直ちに 作成後直ちに</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>締結後直ちに</p> <p>効力発生日後速やかに</p> <p>登記日</p> <p>登記完了後直ちに</p>	<p>規3条 規3条</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>規8条 規3条</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>開15条</p> <p>"</p> <p>規3条 (3) 規3条</p>	
<p>その他の権利の割当て</p>	<p>(1) 取締役会決議通知書</p> <p>(2) 割当確定日及び内容説明の通知書</p> <p>(3) 基準日に関する日程表</p> <p>(4) 株主総会関係書類（「株主総会」の項参照）</p>	<p>決議後直ちに</p> <p>確定後直ちに</p> <p>基準日の3週間前までに</p>	<p>開5条 (5)(6)(9)(13)</p> <p>"</p> <p>開5条 (9)</p>	
<p>（参考） 剰余金の配当基準日の設定</p>	<p>剰余金の配当基準日等に関する通知書（定款に明示した基準日とは別に、取締役会により配当基準日を設定した場合のみ（会社法第459条又は第454条第5項による））</p>	<p>決議後直ちに</p>	<p>開5条 (9)</p>	
<p>株主優待方法の新</p>	<p>取締役会決議通知書、決定通知書又は株主への発</p>	<p>決議・決定後直ちに又</p>	<p>開5条 (4)</p>	

事 例	提 出 書 類	提 出 時 期	根 拠	備 考
設、変更又は廃止	送書類	は株主宛発送日前		
事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け	(1) 事業の譲渡（譲受け）概要書 (2) 株主総会関係書類（株主総会付議事項の場合）（「株主総会」の項参照）	確定後直ちに	開5条 (1)	( )
子会社の異動	異動子会社に関する概要書	確定後直ちに	開5条 (1)	( )
事業上の固定資産の譲渡又は取得	事業上の固定資産の譲渡（譲受け）概要書	確定後直ちに	開5条 (1)	( )
定 款 変 更				
1．事業年度の末日（決算期）の変更	(1) 事業年度の末日（決算期）変更通知書 (2) 株主総会関係書類（「株主総会」の項参照） (3) 変更後の定款（電磁的記録による提出）	決議後直ちに 変更後直ちに	開5条 (1) "	
2．単元株式数の変更	(1) 取締役会決議通知書 (2) 単元株式数の変更日程表 (3) 有価証券変更上場申請書  (4) 株主総会関係書類（株主総会への付議を行う場合に限る）（「株主総会」の項参照） (5) 変更後の定款（電磁的記録による提出） (6) 変更後の株式取扱規則（代表者による原本証明付） (7) 株券見本（当取引所所定の「証券見本目録」添付） (8) 単元株式数の変更に関する株主への発送書類（株券引換案内等各1通（又はPDFファイル）提出）	決議後直ちに 確定後直ちに 変更日の3週間前までに  変更後直ちに " 株券を株主に交付する以前 株主宛発送日前	開5条 (1) " 規11条  開5条 (1) 開5条 (13) 開12条 開13条	
3．商号変更	(1) 取締役会決議通知書（商号変更通知） (2) 株主総会関係書類（「株主総会」の項参照） (3) 有価証券変更上場申請書  (4) 変更後の定款（電磁的記録による提出） (5) 変更後の株式取扱規則（代表者による原本証明付） (6) 株券見本（当取引所所定の「証券見本目録」添付） (7) 商号変更に関する株主への発送書類（株券引換案内等各1通（又はPDFファイル）提出）	決議後直ちに  変更日の3週間前までに 変更後直ちに " 株券を株主に交付する以前 株主宛発送日前	開5条 (1)  規11条 開5条 (1) 開5条 (13) 開12条 開13条	
4．目的・公告紙の変更	(1) 変更通知書 (2) 株主総会関係書類（「株主総会」の項参照） (3) 変更後の定款（電磁的記録による提出）	決定後直ちに  変更後直ちに	開5条 (13)  開5条 (1)	
5．本店所在地の変更（本社所在地が変更になった場合もご通知ください。）	(1) 株式事務担当課等通知書又は株主等への発送書類 (2) 株主総会関係書類（株主総会への付議を行う場合に限る）（「株主総会」の項参照） (3) 変更後の定款（電磁的記録による提出）	変更後直ちに又は株主宛発送日前  変更後直ちに	開5条 (13)、 開13条  開5条 (1)	
6．発行可能株式総数の変更（株式分割による変更も含む）	(1) 発行可能株式総数変更通知書 (2) 株主総会関係書類（「株主総会」の項参照） (3) 変更後の定款（電磁的記録による提出）	決定後直ちに  変更後直ちに	開5条 (13)  開5条 (1)	
7．株主名簿管理人の変更	(1) 株主名簿管理人変更通知書 (2) 株式事務代行委託契約書写し（変更契約書写しを含む）（代表者による原本証明付）	決議後直ちに 締結後遅滞なく	開5条 (13) 開17条	

事 例	提 出 書 類	提 出 時 期	根 拠	備 考
	(3) 変更後の株式取扱規則（代表者による原本証明付） (4) 株券見本（当取引所所定の「証券見本目録」添付）（印紙税納付所轄税務署が変更になる場合）	変更後直ちに  株券を株主に交付する以前	開5条 (13)  開12条	
8. その他の変更	(1) 変更通知書 (2) 株主総会関係書類（「株主総会」の項参照） (3) 変更後の定款（電磁的記録による提出）	決定後直ちに  変更後直ちに	開5条 (13)  開5条 (1)	
自己株式関係 1. 自己株式の取得	(1) 自己株式取得に関する通知書 (2) 株主総会関係書類（株主総会決議による自己株式の取得の場合に限る）（「株主総会」の項参照） (3) 変更後の定款（電磁的記録による提出）（取締役会決議により自己株式を取得することができる旨を定款に定めた場合に限る。） (4) 自己株式取得終了報告書（自己株式の取得終了を公表した場合） (5) 自己株式取得状況報告 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第1号、株券上場廃止基準第2条第1項第1号、制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則第6条第1項第1号に規定する上場株式数を下回ることとなる自己株式を取得することとなった場合 有価証券変更上場申請書	決議後直ちに  変更後直ちに  確定後直ちに  取得後直ちに	開5条 (1)  "  開15条  開7条の2	
2. 自己株式の消却（会社法第178条）		決議後直ちに	規11条、開7条	
株式取扱規則の制定又は変更	制定又は変更後の株式取扱規則（代表者による原本証明付）	作成後直ちに	開5条 (13)	
そ の 他 1. 代表者（当取引所に対する代表者である代表取締役等）の変更	(1) 代表者変更通知書 (2) 株券見本（当取引所所定の「証券見本目録」添付）（株券記載の代表者に変更があった場合に限る） (3) 適時開示に関する宣誓書関係（「適時開示に関する宣誓書」の項参照）	変更事由発生後直ちに 株券を株主に交付する以前  変更後速やかに	開15条 開12条  開4条の4	
2. 情報取扱責任者の変更	情報取扱責任者変更通知書	変更前なるべく早く	開4条の3	
3. 株式事務担当課の変更及び当該所在地の変更	株式事務担当課変更通知書	変更前なるべく早く	開15条	
4. 株主名簿管理人の事務取扱場所、市内連絡所、電話番号等の変更	(1) 株主名簿管理人変更通知書 (2) 変更後の株式取扱規則（代表者による原本証明付）	変更前なるべく早く  "	開16条 開5条 (13)	
5. 株券の様式等の変更、新種類株券の発行	株券見本（当取引所所定の「証券見本目録」添付）	株券を株主に交付する以前	開12条	
6. 各事業年度末	株式の分布状況表	事業年度経過後2か月以内	開15条	

事 例	提 出 書 類	提 出 時 期	根 拠	備 考
適時開示に係る宣誓書	(1) 宣誓書提出票 (2) 適時開示に係る宣誓書（原本1部、写し1部） （代表者による署名が必要） (3) 社内体制の状況を記載した添付書類（原本1部、写し1部） 代表者の変更があった場合には、「代表者の変更」の項参照	代表者の変更後速やかに、又は、前回提出時から5年間に経過した場合速やかに添付書類のみ随時差替えも可	開4条の4	
有価証券報告書等の適正性に関する確認書	(1) 確認書提出票 (2) 有価証券報告書（半期報告書）の適正性に関する確認書（原本1部、写し1部）（代表者による署名が必要）（財務局長等に法令上の確認書を提出している場合には、当該写し2部（うち1部は原本証明付））	有価証券報告書又は半期報告書を財務局長等に提出後遅滞なく	開10条	
コーポレート・ガバナンスに関する報告書の内容変更	コーポレート・ガバナンスに関する報告書	変更後遅滞なく 変更内容が開4条の5第2項に規定する「当取引所が定める事項」（資本構成及び企業属性に関する事項）に関するものであるときは、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の招集日後遅滞なく提出することも可	規7条の5、 開4条の5	
非上場の親会社等 1．開示対象となる非上場の親会社等の変更通知書	非上場の親会社等の変更通知書	開示対象となる親会社等の変更時	開15条	
2．開示対象となる非上場の親会社等の法定開示書類	(1) 有価証券報告書（添付書類）の写し (2) 半期報告書の写し (3) 臨時報告書の写し (4) (1)～(3)の訂正報告書 外国会社の場合は四半期報告書を提出している場合、当該報告書を含む。 EDINET提出の場合は特段の対応不要	開示対象となる親会社等がこれらの法定開示書類を財務局長等に提出後遅滞なく	開15条	

## 書類の提出に関する注意事項等

提出書類例示表における備考欄について	備考欄の「 」印は、適時開示規則に従いT D n e tにおいて公開した資料に、当取引所で必要とする内容が網羅されている場合に限り、当該公開資料を提出することで代用することが認められることを示しています。 各種日程表につきましては、開示資料に必要な事項が記載されている場合は提出不要となります。
委員会等設置会社に移行した場合のお願い	委員会等設置会社に移行した上場会社が提出書類を提出する場合であって、当取引所が提示する提出書類の様式に「取締役会の決議」など現行の体制にそぐわない表現がある場合においては、各上場会社の実態にあわせ、適宜様式に修正を加えてご使用いただきますようお願いいたします。
提出書類についてのお願い	ご提出いただく書面は原則A 4判で作成ください。（原本の写しをご提出いただくもので原本がA 4判でないもの、A 4判での作成が困難なもの、A 4判で作成するためには特別に時間を要するもの等は他の判で結構です。） 提出される書類は指定してあるものを除き1通を提出してください。 提出される書類には、会社名、代表者の役職氏名の下に、4桁の「会社コード」及び所属部（又は所属市場）を付記してください。 株主宛ての書類発送を株主名簿管理人に委託している場合は、株主名簿管理人と緊密な連絡をとるなど、延着することのないよう十分ご配慮ください。
新株券作成についてのお願い	増資、株式分割、株式併合、合併、株式交換及び会社分割により発行される新株券の回次記号は、これまで使われていない新しい記号を使用してください。 株式分割に係る株券は、できる限り新株式割当日（又は基準日）から起算して2か月以内に交付してください。 代表者変更等により株券記載事項を訂正する場合は、刷込みにより行ってください。
電磁的記録によって作成された書類等のご提出	ご提出いただく各種書類のうち、法令上、電磁的記録によって作成することが認められているものについては、当該電磁的記録の複製をもって、書面による提出に代えていただくことができます。なお、電磁的記録の複製の提出は、上場会社専用サイト「上場会社通信」からのアップロード又はこれを保存した記録メディアの提出若しくは郵送（「提出書類（電磁的記録による作成ファイル）送付票」添付）で行ってください。 ご提出いただく各種書類のうち、株主への通知を目的とするもの（例えば株主総会招集通知など）については、当該通知の全部又は一部を電磁的方法によって行っている場合には、当該電磁的方法を用いることにより、書面による提出に代えていただくことができます。
新株券作成についてのお願い	増資、株式分割、株式併合、合併、株式交換及び会社分割により発行される新株券の回次記号は、これまで使われていない新しい記号を使用してください。 株式分割に係る株券は、できる限り新株式割当日（又は基準日）から起算して2か月以内に交付してください。 代表者変更等により株券記載事項を訂正する場合には、刷込みにより行ってください。
新株券発行の際のご注意	増資、合併及び株式交換等により発行される新株券が上場株券と権利関係を異にする場合には速やかな上場ができない場合があります（権利関係が同一となったところではじめて追加上場されるか、権利関係が同一となるまで新株が別銘柄として上場されるかいずれかになります）。
E D I N E Tで提出された法定開示書類の写しのご提出	証券取引法に基づく各種の法定開示書類等（有価証券通知書及び発行登録通知書を除く）について、法令の定める開示用電子情報処理組織（E D I N E T）を通じて提出している場合には、原則書面によりその写しをご提出いただく必要はありません。（有価証券報告書、半期報告書の電子ファイルのメール送信等による提出も不要です。） 有価証券通知書及び発行登録通知書については、E D I N E Tにてご提出された電子ファイル

	<p>若しくは当該内容を打ち出した紙面をご提出ください。</p> <p>なお、システムトラブル等の事由により、法定開示書類を紙面にて財務局長等に提出された場合には、紙面の写し（正本 1 部、副本 1 部）のご提出をお願いいたします。</p>
新規上場申請における新設合併・新設分割・株式移転の際の登記手続きに関するお願いについて	<p>登記日までに必要書類の事前確認をお願いいたします。</p> <p>登記日に登記申請を行ったことを証する書類をお送りください。</p> <p><u>登記日に、受領証又は受領印の押印された申請書の写しをファクシミリにてお送りください。</u></p> <p>F a x 送信先：0 5 2 - 2 6 4 - 4 7 0 2</p> <p>登記申請が不受理となるなど、登記日が変更となる場合には直ちにご連絡ください。</p> <p>登記完了後、登記事項証明書をご提出ください。</p>